

# 兵庫県新温泉町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約

## 第1章 総則及び共通事項

### (利用規約の適用)

第1条 当社は、当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款（以下「IP約款」といいます。）、音声利用IP通信網サービス契約約款（以下「音声利用IP約款」といいます。）、並びに「兵庫県新温泉町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「兵庫県新温泉町におけるフレッツ 光マイタウン ネクストサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### (別段の合意)

第2条 本規約に規定する料金その他の提供条件は、IP約款及び音声利用IP約款（以下「約款」といいます。）の第1条ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

### (利用規約の変更)

第3条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

### (用語の定義)

第4条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

### (サービスの区分等)

第5条 本サービスには、次の区分及びメニューがあります。

区 分		内 容
ファミリーライトタイプ (本規約第21条（通信の相手先）に規定する通信のみを行うことができるものとします。)	メニュー1	IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスに相当するもの
	メニュー2-1	IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスに相当するもの及び音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-1に係る音声利用IP通信網サービスに相当するものからなるもの
	メニュー2-2	IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスに相当するもの及び音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-2に係る音声利用IP通信網サービスに相当するものからなるもの

- 2 本サービスのご利用にあたりフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約（以下「フレッツ・テレビ規約」といいます。）に基づき提供されるフレッツ・テレビ伝送サービスのご利用が必須となります。
- 3 本サービスに係る契約者は、本サービスの区分の変更の請求をすることができます。
- 4 当社は、前項の請求があったときは、約款及び本規約に規定する契約申込の承諾の規定に準じて取り扱います。

### (サービスの提供期間及び提供区域)

第6条 本サービスの提供期間は令和6年7月1日から令和17年3月31日までとし、提供区域は次表に定める通りです。

対象地域	地区名
兵庫県新温泉町の一部	春來、歌長、高山、数久谷、湯、細田、竹田、竹田（後山）、井土、今岡金屋、熊谷、伊角、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山、飯野、千原、あさひヶ丘、鐘尾、千谷、宮脇、内山、越坂、海上、前、石橋、田中、岸田、青下、霧滝

2 前項の期間終了後は、兵庫県新温泉町（以下「新温泉町」といいます。）と別途協議とします。

## 第2章 本サービスに係る提供条件

### （契約申込の承諾）

第7条 当社は約款に規定する場合のほか、フレッツ・テレビ伝送サービスの申込が本サービスの申込と同時にある場合に限り本サービスに係る契約申込の承諾をするものとします。

### （工事費の支払義務）

第8条 本サービスに係る契約者は、当社が約款に規定する場合のほか、本サービスの区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、IP通信網サービスに係る部分についてはIP約款、音声利用IP通信網サービスに係る部分については音声利用IP約款の規定に準じて工事費の支払いを要します。

### （手続きの方法）

第9条 本サービスのメニュー2-1及びメニュー2-2に係る契約の申込み、利用の一時中断、利用権の譲渡、契約の解除、地位の承継及び氏名等の変更に関する手続きについては、IP通信網契約に係るものと音声利用IP通信網契約に係るものを同時に行っていただきます。

### （当社が行う契約の解除等）

第10条 当社は、約款に規定する場合のほか、フレッツ・テレビ伝送サービスの解除があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る本サービスの契約を解除します。

### （利用権の譲渡）

第11条 当社は、本サービスに係るIP通信網サービス利用権の譲渡について、IP約款に規定する場合のほか、次の場合は、その譲渡を承認しません。

- (1) そのIP通信網契約に係る契約者回線が利用回線となる音声利用IP通信網契約に係る利用権及びフレッツ・テレビ規約に係る利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) そのIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る契約者回線が利用回線となる音声利用IP通信網契約及びフレッツ・テレビ規約に係る利用権を譲り受けようとする者同一の者とならないとき。

### （利用中止）

第12条 当社は、本サービスに係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスの利用を中止する場合は、約款の規定に基づき行う電子メール等による通知又はホームページによる周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### （利用停止）

第13条 当社は、約款に規定する場合のほか、本サービスのメニュー2-1またはメニュー2-2に係るIP通信網サービス又は音声利用IP通信網サービスのうちいずれかのサービスの利用の停止を行う場合は、その利用の停止を行うサービス以外のサービスの利用の停止を同時に行います。

### （利用料金）

第14条 当社は、本サービスに関する利用料金について、メニュー1はIP約款に規定する利用料（基本額に限ります。）、メニュー2-1及びメニュー2-2においてはIP約款に規定する利用料（基本額に限ります。）及び音声利用IP約款に規定する基本料金（基本額に限ります。）を合わせて本サービスに係る回線使用料として定めるものとし、その料金額は次表の各欄に定める料金額とします。

（注）通信料金その他本規約に定めのない料金については、約款によります。

区 別		単 位	料 金 額
メニュー 1に係る もの	IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスの利用料（基本料に限ります。）に相当する部分に係るもの	1契約者回線ごと に	495円 (消費税相当額45円含む)
メニュー 2-1に係る もの	IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスの利用料（基本料に限ります。）に相当する部分に係るもの 音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-1に係る音声利用IP通信網サービスの基本料金（基本額に限ります。）に相当する部分に係るもの	1契約者回線ごと に	2,255円 (消費税相当額205円含む)
メニュー 2-2に係る もの	IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスの利用料（基本料に限ります。）に相当する部分に係るもの 音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-2に係る音声利用IP通信網サービスの基本料金（基本額に限ります。）に相当する部分に係るもの 音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-2に係る音声利用IP通信網サービスの基本通信料に相当する部分に係るもの	1契約者回線ごと に	3,355円 (消費税相当額305円含む)

（回線使用料の支払義務）

- 第15条 本サービスに係る契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、第14条に規定する回線使用料の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の回線使用料の支払いを要します。
  - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の回線使用料の支払いを要します。
  - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の回線使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、メニュー1に係るIP通信網サービスまたはメニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する回線使用料
2 当社の故意又は重大な過失によりメニュー1に係るIP通信網サービスまたはメニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する回線使用料

<p>3 移転に伴って、メニュー1に係るIP通信網サービスまたはメニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービス及び音声利用IP通信網サービスのいずれも利用できなくなった期間が生じたとき。(契約者の都合によりファミリーライトサービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する回線使用料</p>
--	--

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(責任の制限)

第16条 本サービスの責任の制限において、メニュー1はIP約款第51条の規定を適用することとします。また、メニュー2-1及びメニュー2-2に係るIP通信網サービスに相当するものについてはIP約款第51条の規定を適用することし、メニュー2-1及びメニュー2-2に係る音声利用IP通信網サービスに相当するものについては音声IP約款第41条の規定を適用することとします。

(附帯サービス)

第17条 当社は、本サービスのメニュー2-1またはメニュー2-2において、約款に規定する附帯サービスのほか、あらかじめ契約者から請求があったときは、音声利用IP約款に規定する料金明細内訳情報を記載した料金明細内訳書を送付します。

2 前項において契約者は、その料金明細内訳書の送付の請求をし、その承諾を受けたときは、料金明細内訳書の送付手数料として、1契約者回線について送付1回ごとに500円(税込価格550円)の支払いを要します。

(その他の提供条件)

第18条 本サービスに関する提供条件のうち、本規約に規定するもの以外のものについては、IP約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sプラン5-2のもの並びに及び音声利用IP約款に規定する第2種サービスのタイプ2のメニュー1-1及びメニュー1-2に関する規定を適用します。

ただし、次の事項に関する規定は適用しません。

(1) IP約款に規定する付加機能、情報料回収代行等、保守の態様による細目(タイプ1-1に係るものを除きます。)、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(あつと割引、光はじめ割)、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用(グループ割)、IPv6による契約者回線間通信等に係る取扱い、学校に限定した利用料金の割引の適用、譲渡承認手数料、証明手数料、支払証明書の発行手数料並びに限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引等、料金及び工事に関する費用の割引に関する規定

(2) 限定された期間内に申し込まれた音声利用IP通信網契約に限り適用する工事に関する費用の割引に関する規定

第2章 その他

(公租公課の変更)

第19条 公租公課に変更があった場合は、その変更した公租公課を適用します。

(IP通信網サービスの転用)

第20条 本サービスに係る契約者は、IP約款第22条の2に規定するIP通信網サービスの転用を請求することはできません。

(通信の相手先)

第21条 本サービスに係るIP通信網サービスに関する通信について、IP約款に規定するメニュー7-2のものに係る契約者回線(その契約者が新温泉町であるものに限ります。)との間で行う通信又はマイタウン内IPv6通信に限り行うことができます。

附 則

本規約は、令和6年7月1日から実施します。

- 1 令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間に本サービスの申込において、本サービスの新設等に係る契約料及び工事費については、IP契約約款 料金表 第1表 料金 第2類 手続きに関する料金 2 料金額 契約料 及び 第2表 工事に関する費用 第2 工事費 2 工事費の額 2-5 メニュー5に関するもの (1) ア、イ、ウ、エ に規定する額に代えて、0円を適用し、第2表 工事に関する費用 第2 工事費 1 適用 (6) 割増工事費の適用 ウは適用しないこととします。また、本サービスの提供の開始と同時に提供するフレッツ・テレビ伝送サービスに係る契約料及び工事費についてはフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約 料金表第2類 手続きに関する料金 第2表 工事に関する費用 2 工事費の額 2-1 (2) 取扱所設備等工事費及び、(3) 回線終端装置工事費に規定する額に代えて、0円を適用します。
- 2 令和6年7月1日から令和7年6月30日までの間にメニュー2-1またはメニュー2-2の申込において、音声IP約款に係る契約料及び工事費については以下の通りとします。
  - ①音声IP契約約款 料金表 第2表 工事に関する費用 工事費 1 適用 (5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用に規定する額に代えて、1番号に限り、0円を適用します。また、休止工事費について電話サービス契約約款 料金表 第2表 工事に関する費用 第2 工事費 2 工事費の額 2-2 利用の一時中断又は利用休止に関する工事 (1) 利用の一時中断又は利用休止の工事 イ 交換機等工事費 (ア) (イ)から(エ)以外の工事及び、総合デジタル通信サービス契約約款 料金表 第2表 工事に関する費用 (附帯サービスに関するものを除きます。) 第2 工事費 2 工事費の額 2-2 利用の一時中断又は利用休止に関する工事 (1) 利用の一時中断又は利用休止の工事 イ 交換機等工事費 (ア) (イ)から(エ)以外の工事に規定する額に代えて、1番号に限り、0円を適用します。
  - ②音声IP契約約款 料金表 第2表 工事に関する費用 工事費 2 工事費の額 2-1 チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービスの利用回線及び契約者回線の移転若しくは変更、第3種サービスの契約者回線の設置若しくは品目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事のうち、以下に規定する区分について、0円を適用します。

区 分	
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合
	イ 交換等工事のみの場合
(2) 交換機等工事費	ア イからカ以外の工事の場合 (ア) (イ)以外の場合

また、本サービスの契約者回線の設置又はフレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始と同時にひかり電話の提供の開始があった場合の端末設備の設定工事において、端末設備貸出サービスに係る利用規約 第2表 工事に関する費用 2 工事費の額 機器工事費 ア イ～オ以外のものに規定する額に代えて、0円を適用します。